

令和8年度使用都立小学校、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用  
教科書の採択について

令和8年度使用教科書について、東京都教科用図書選定審議会の答申を受け、下記のとおり採択する。

記

文部科学省検定済教科書

議案番号	学 校	教科（種目）	採 択 の 方 法
第43号	都立小学校 [立川国際中等教育学校附属小学校]	家庭	「文部科学省検定済教科書発行者一覧」の中から、第5学年及び第6学年で使用する教科（種目）「家庭」について一種の教科書を教育長及び教育委員が選定し、採択する。
第44号	都立小学校、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程） [立川国際中等教育学校附属小学校] [白鷗高等学校附属中学校] [小石川中等教育学校（前期課程）] [両国高等学校附属中学校] [桜修館中等教育学校（前期課程）] [立川国際中等教育学校（前期課程）] [武蔵高等学校附属中学校] [富士高等学校附属中学校] [大泉高等学校附属中学校] [南多摩中等教育学校（前期課程）] [三鷹中等教育学校（前期課程）]	<都立小学校> 地図、図画工作、保健  <都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）> 地図、美術、保健体育、技術・家庭（技術分野・家庭分野）	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同法施行令第15条により令和7年度使用教科書と同一の教科書を採択する。

### 議案番号内訳（第43号議案）

教科(種目)	都立小学校
家庭	第43号議案

**文部科学省検定済教科書発行者一覧**  
(令和8年度使用小学校(5・6学年)用教科書)

教科(種目)	発行者の略称	種類数
家庭	東書	2
	開隆堂	

※教科(種目)及び発行者の略称は、文部科学省が作成した「小学校用教科書目録(令和8年度使用)」による。

## 令和8年度使用 都立小学校用教科書採択一覧

教科（種目）	発行者（略称）
地図	帝国
図画工作	開隆堂
保健	東書

（注）発行者の略称は、令和7年4月文部科学省発行「小学校用教科書目録（令和8年度使用）」による。

## 令和8年度使用 都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書採択一覧

## (1) 白鷗高等学校附属中学校

教科(種目)	発行者	教科(種目)	発行者
地図	帝国	技術・家庭 (技術分野)	東書
美術	開隆堂	技術・家庭 (家庭分野)	東書
保健体育	東書		

## (2) 小石川中等教育学校（前期課程）

教科(種目)	発行者	教科(種目)	発行者
地図	帝国	技術・家庭 (技術分野)	東書
美術	開隆堂	技術・家庭 (家庭分野)	東書
保健体育	東書		

## (3) 両国高等学校附属中学校

教科(種目)	発行者	教科(種目)	発行者
地図	帝国	技術・家庭 (技術分野)	東書
美術	開隆堂	技術・家庭 (家庭分野)	東書
保健体育	東書		

## (4) 桜修館中等教育学校（前期課程）

教科(種目)	発行者	教科(種目)	発行者
地図	帝国	技術・家庭 (技術分野)	東書
美術	開隆堂	技術・家庭 (家庭分野)	東書
保健体育	東書		

## (5) 立川国際中等教育学校（前期課程）

教科(種目)	発行者	教科(種目)	発行者
地図	帝国	技術・家庭 (技術分野)	東書
美術	開隆堂	技術・家庭 (家庭分野)	東書
保健体育	東書		

## (6) 武蔵高等学校附属中学校

教科(種目)	発行者	教科(種目)	発行者
地図	帝国	技術・家庭 (技術分野)	東書
美術	開隆堂	技術・家庭 (家庭分野)	東書
保健体育	東書		

## (7) 富士高等学校附属中学校

教科(種目)	発行者	教科(種目)	発行者
地図	帝国	技術・家庭 (技術分野)	東書
美術	開隆堂	技術・家庭 (家庭分野)	東書
保健体育	東書		

## (8) 大泉高等学校附属中学校

教科(種目)	発行者	教科(種目)	発行者
地図	帝国	技術・家庭 (技術分野)	東書
美術	開隆堂	技術・家庭 (家庭分野)	東書
保健体育	東書		

## (9) 南多摩中等教育学校（前期課程）

教科(種目)	発行者	教科(種目)	発行者
地図	帝国	技術・家庭 (技術分野)	東書
美術	開隆堂	技術・家庭 (家庭分野)	東書
保健体育	東書		

## (10) 三鷹中等教育学校（前期課程）

教科(種目)	発行者	教科(種目)	発行者
地図	帝国	技術・家庭 (技術分野)	東書
美術	開隆堂	技術・家庭 (家庭分野)	東書
保健体育	東書		

(注) 発行者の略称は、令和7年4月文部科学省発行「中学校用教科書目録（令和8年度使用）」による。

第四十三号議案

令和八年度使用都立小学校用教科書の採択について

令和八年度に都立小学校で使用する文部科学省検定済教科書（家庭）については、別紙「文部科学省検定済教科書発行者一覧」の中から採択する。

令和七年七月三十一日

東京都教育委員会

第四十四号議案

令和八年度使用都立小学校、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）

用教科書の採択について

令和八年度に都立小学校で使用する文部科学省検定済教科書（地図、図画工作、保健）、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する文部科学省検定済教科書（地図、美術、保健体育、技術・家庭（技術分野・家庭分野））については、別紙「令和八年度使用都立小学校用教科書採択一覧」及び別紙「令和八年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書採択一覧」のとおり令和七年度使用教科書と同一の教科書を採択する。

令和七年七月三十一日

東京都教育委員会

(提案理由)

義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律(昭和三十八年法律第八十二号)第十三条第二項及び第三項の規定に基づき、令和八年度に使用する都立小学校、都立中学校及び都立中等教育学校(前期課程)用教科書を採択する必要がある。